

### <問題 1>

AからCのうち、海外のメーカーに該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物 $\alpha$ を購入し、海外で販売する予定である。貨物 $\alpha$ は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の3の2の項に関連する貨物 $\alpha$ を購入し、海外で販売する予定である。貨物 $\alpha$ は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の4の項に関連する貨物 $\alpha$ を購入し、海外で販売する予定である。貨物 $\alpha$ は、MTCRの規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 2>

AからCの貨物を本邦から外国に無許可輸出した場合、外為法第69条の6第1項が適用されるものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項(12)1に該当する数値制御を行うことができる工作機械
- B 輸出令別表第1の3の項(2)1に該当する反応器
- C 輸出令別表第1の14の項(1)に該当する鉄の粉

1. 1個

2. 2個

3. 3個

### <問題3>

下記の役務通達1(3)サの規定について、後記1から3までの中から正しい用語の組合せを1つ選びなさい。

#### (抜粋) 役務通達1(3)サ

取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の(A)に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。

なお、次の①から③までに掲げる者((B)である(C)に限る。以下「特定類型」という。)に対して技術を提供する取引(以下「特定取引」という。)は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、別紙1-3にガイドラインを示す。

1. (A) 合意 (B) 非居住者 (C) 自然人
2. (A) 契約 (B) 法人 (C) 居住者
3. (A) 合意 (B) 自然人 (C) 居住者

#### <問題4>

X氏（居住者）は、本邦法人Y及び外国法人Zで勤務している。AからCの契約のうち、X氏が役務通達1（3）サ①（イ）が適用できるものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 「本邦法人Y及び外国法人Zは、本邦法人Y及び外国法人Zにおいて勤務するX氏について、X氏に対する本邦法人Yの指揮命令とX氏に対する外国法人Zの指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Yの指揮命令が優先することを確認する。」
- B 「X氏及び外国法人Zは、X氏が勤務する本邦法人YのX氏に対する指揮命令と外国法人ZのX氏に対する指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Yの指揮命令が優先することを確認する。」
- C 「X氏及び本邦法人Yは、X氏が本邦法人Yに対して負う善管注意義務とX氏が外国法人Zに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、X氏が本邦法人Yに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

**（参考条文・抜粋）役務通達1（3）サ①（イ）**

当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

### <問題5>

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる貨物を当該包括許可を適用して本邦から輸出する場合であって、経由地と仕向地がAからCのそれぞれの場合、当該包括許可が適用できないものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

|   | 経由地  | 仕向地  |
|---|------|------|
| A | 韓国   | 米国   |
| B | レバノン | フランス |
| C | 台湾   | 韓国   |

1. 1個
2. 2個
3. 3個

### <問題6>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額10万円)を韓国にあるメーカーYに輸出する際、用途は通常兵器である戦車の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは少額特例を適用できない。
- B 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額10万円)を中国にあるメーカーYに輸出する際、用途は航続距離が300キロ以上の無人航空機の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは少額特例を適用できない。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額10万円)を米国にあるメーカーYに輸出する際、用途は航続距離が300キロ以上の無人航空機の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは少額特例を適用できない。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題7>

AからCのうち、外為法第69条の6の罰金について、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項(12)1に該当する工作機械(価格500万円)を無許可で中国に輸出した場合の罰金は、2,500万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(2)に該当する工作機械(価格1,000万円)を無許可で中国に輸出した場合の罰金は、5,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の15の項(1)に該当する無機繊維(価格100万円)を無許可で中国に輸出した場合の罰金は、500万円以下である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

### <問題 8 >

本邦にあるメーカー X は、新製品の該非判定を行う際、輸出令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる貨物に係る該当非該当の疑義が生じた。条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合、どの規定に基づき、経済産業省に相談することができるか後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

1. 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」
2. 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」
3. 「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」



<問題9>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、韓国にあるメーカーYの100%子会社である。韓国にあるメーカーYのA部長（非居住者）は、本邦にあるメーカーXの常務取締役も兼務している。毎月、3日間、本邦に滞在し、メーカーXの取締役会等に出席している。この場合、A部長は、特定類型①に該当する。
- B 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYの100%子会社である。本邦にあるメーカーXのA取締役（居住者）は、米国にあるメーカーYの取締役も兼務している。毎月、3日間、米国に滞在し、メーカーYの取締役会等に出席している。この場合、A取締役は、特定類型①に該当する。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーYの100%子会社である。本邦にあるメーカーXのA部長（居住者）は、英国にあるメーカーYの取締役も兼務している。毎月、3日間、英国に滞在し、メーカーYの取締役会等に出席している。この場合、A部長は、特定類型①に該当する。

1. 0個

2. 1個

3. 2個

<問題10>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ  
選びなさい。

- A 貿易外省令第9条第2項第十号の「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」に関する規定は、キャッチオール規制の要件に該当する場合、適用できない。
- B 貿易外省令第9条第2項第十二号の「貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術」に関する規定は、キャッチオール規制の要件に該当する場合、適用できない。
- C 貿易外省令第9条第2項第十四号イの「市販プログラム」に関する規定は、キャッチオール規制の要件に該当する場合、適用できない。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

### <問題 1 1 >

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦のメーカーXが、中国にある化学メーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当する化学物質（総価額500万円）を輸出する。用途は農薬製造用と事前に連絡を受けている場合、農薬は化学兵器に転用されるおそれがあるので大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
- B 本邦のメーカーXが、パキスタンにある化学メーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当する化学物質（総価額500万円）を輸出する。用途は肥料製造用と事前に連絡を受けている場合、肥料は化学兵器に転用されるおそれがあるので大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
- C 本邦のメーカーXが、中国にある化学メーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当する化学物質（総価額500万円）を輸出する。用途は農薬の製造用で、軍から製造委託を受けていると事前に連絡を受けている場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 2>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の1の項で規定されている「設計」は、役務通達1（3）ウで規定されている「設計」と同じ解釈である。
- B 外為令別表の1の項で規定されている「製造」は、役務通達1（3）エで規定されている「製造」と同じ解釈である。
- C 外為令別表の1の項で規定されている「使用」は、役務通達1（3）オで規定されている「使用」と同じ解釈である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### <問題 13>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるX大学に通う中国人留学生A(来日から7ヶ月目)の留学費用の全額を中国政府が出している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Aに提供する場合は、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。
- B 本邦にあるX大学に通う韓国人留学生A(来日から7ヶ月目)の留学費用の全額を韓国政府が出している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Aに提供する場合は、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。
- C 本邦にあるX大学に通う米国人留学生A(来日から7ヶ月目)の留学費用の全額を米国政府が出している。本邦にあるX大学が外為令別表の16の項に該当する技術を留学生Aに提供する場合は、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

#### <問題 1 4 >

本邦にあるメーカー X は、自動車部品の洗浄装置  $\alpha$ （輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当で、初期製造時の市場価格 3 0 0 万円）の中に、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）7 に該当するバルブ  $\beta$ （洗浄装置  $\alpha$  の初期製造時に専門店で 1 0 万円で購入）及び輸出令別表第 1 の 3 の項（2）9 に該当するポンプ  $\gamma$ （洗浄装置  $\alpha$  の初期製造時に専門店で 3 5 万円で購入）を洗浄装置  $\alpha$  に正当に組み込んで、来月、輸出する予定である。この場合、バルブ  $\beta$  及びポンプ  $\gamma$  の輸出許可の要不要について適切なものを後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

1. バルブ  $\beta$  及びポンプ  $\gamma$  について、運用通達の 1 0 %ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。
2. バルブ  $\beta$  及びポンプ  $\gamma$  について、運用通達の 1 0 %ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
3. バルブ  $\beta$  について、運用通達の 1 0 %ルールは適用できるが、ポンプ  $\gamma$  について、運用通達の 1 0 %ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。

**<問題 15>**

「外国為替法令の解釈及び運用について」の6-1-5、6の1の規定について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦人で外国にある事務所に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者は非居住者として取り扱われる。
- B 本邦人で2年以上、外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者は非居住者として取り扱われる。
- C 本邦人で1年間、外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者は非居住者として取り扱われる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

### <問題 16>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第一号イでは、「法第25条第1項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は法第48条第1項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認（以下この条において「該非確認」という。）についての責任者（以下この号及び次条において「該非確認責任者」という。）を選任するよう努めること。」と規定されている。
- B 遵守基準省令第1条第二号チでは、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（以下指導等」という。）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うこと。」と規定されている。
- C 遵守基準省令第1条第二号リでは、「特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存すること。」と規定されている。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個



**<問題 17>**

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第13条に該当するものの設計に必要なプログラムは、貨物等省令第26条第一号に該当する。
- B 貨物等省令第13条に該当するものの設計に必要な図面は、貨物等省令第26条第一号に該当する。
- C 貨物等省令第13条に該当するものの使用に必要なプログラムは、貨物等省令第26条第一号に該当する。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

(参考条文・抜粋)貨物等省令第26条

外為令別表の14の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第13条に該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- 二 第13条に該当するものを設計し、製造し、若しくは使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- 三 技術であつて、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第13条第8項に該当する貨物の有する機能を発揮できるように特に設計したもの

### <問題 18>

本邦のメーカーXは、1ヶ月前に韓国のメーカーYから輸入した測定装置α（輸出令別表第1の2の項該当）が故障したので、来週、修理のため、韓国に送り返す予定である。この場合、メーカーXの輸出許可の要不要について適切なものを後記1から3までの中から1つ選びなさい。

1. 無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。
2. 無償告示第一号1の規定が適用できないので、輸出許可が必要である
3. 無償告示第一号1の規定は適用できないが、メーカーXが一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、当該包括許可を適用して、輸出することができる。

### <問題 19>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 台湾在住のX氏は、来週、台湾から沖縄に行ってダイビングをする予定である。その際、本人が使用している自給式潜水用具（輸出令別表第1の12の項（9）に該当）を沖縄に持ち込む予定であるが、使用後、台湾に持ち帰る場合、輸出許可は必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xは、米国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当する化学物質 $\alpha$ を購入した。メーカーYは、輸出令別表第1の3の項（2）2に該当する通い容器に化学物質 $\alpha$ 入れて、本邦に輸出する予定である。この通い容器は、本邦に輸入後、米国にあるメーカーYに戻す予定であるが、この場合、輸出許可は必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、オランダにあるメーカーYより、輸出令別表第1の16の項に該当する化学物質 $\alpha$ の注文を受けた。メーカーXは、輸出令別表第1の3の項（2）2に該当する通い容器に化学物質 $\alpha$ 入れて、オランダに輸出する予定である。この通い容器は、オランダに輸出後、本邦にあるメーカーXに戻す予定であるが、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

## <問題20>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xの台湾支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物を米国にあるメーカーYより購入し、ベルギーにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可は不要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの台湾現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物を米国にあるメーカーYより購入し、ベルギーにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可は不要である。
- C 本邦にある貿易会社Xの台湾支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を韓国にあるメーカーYより購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、メーカーYの韓国にある倉庫よりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造である場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

## <問題 2 1>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるX大学のA教授（居住者）は、米国にあるY大学の教授も兼務している。X大学とY大学の間で、A教授に関して、指揮命令や善管注意義務に関する契約はないが、今月末にA教授は、米国にあるY大学の教授を退任することになっている。X大学が、A教授がY大学の教授を退任した来月以降に、外為令別表の2の項に該当する製造技術 $\alpha$ をA教授に提供する場合、A教授は、特定類型①に該当しないので、役務取引許可は不要である。

## ＜問題 2 2＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXの営業課長は、米国にあるメーカーYに来週、輸出令別表第1の2の項(12)2に該当する測定装置1セットをサンプルとして持ち出し、一週間後、持ち帰る予定である。この場合、当該測定装置は、輸出令別表第6の「携帯品」又は「職業用具」にあたるので、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。

**<問題 23>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

許可例外の LVS は、輸出令第4条第1項第四号の少額特例と同じ制度で、D:1 国群である中国向けの輸出にも適用できる。

**<問題 24>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は、当該品目が技術であることを示し、「E」は、ソフトウェアであることを示している。



**<問題 25>**

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

NS 理由のみで規制され、CCL の当該 ECCN の許可例外 (List Based License Exceptions) の箇所に適用可能 (YES) と記載されている貨物の B 国群向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外は、GBS である。

**2022年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第16回)**

**(STC Advanced)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

|             |                                                                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外為法         | 外国為替及び外国貿易法                                                                                                                                              |
| 輸出令         | 輸出貿易管理令                                                                                                                                                  |
| 外為令         | 外国為替令                                                                                                                                                    |
| 貨物等省令       | 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令                                                                                                                  |
| 貿易外省令       | 貿易関係貿易外取引等に関する省令                                                                                                                                         |
| 遵守基準省令      | 輸出者等遵守基準を定める省令                                                                                                                                           |
| 核兵器等開発等省令   | 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令                                                                                                                     |
| 仲介貿易おそれ省令   | 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令                                                                                    |
| 無償告示        | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物                                                                  |
| 核兵器等開発等告示   | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合                                                                        |
| 少額特例        | 輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例                                                                                                                               |
| 役務通達        | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について                                                                                           |
| 特定類型        | 役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者                                                                                                                             |
| 外為法等遵守事項    | 「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。                                                                                                                        |
| 運用通達の10%ルール | 「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)                                                                                                                                |
| 輸出令別表第3     | アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 |
| 輸出令別表第3の2   | アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン                                                                                                 |
| 輸出令別表第4     | イラン、イラク、北朝鮮                                                                                                                                              |
| 告示貨物        | 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が告                                                                                                                              |

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
|        | 示で定める貨物                                      |
| 提出書類通達 | 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について |